

死亡災害ゼロ・アンダー190 伊勢

令和8年
4月号

令和7年 労働災害発生状況

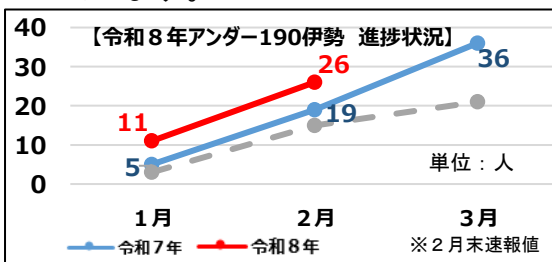
伊勢労働基準監督署
速 報 値

伊勢労働基準監督署管内（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）において令和7年に発生した、休業4日以上之死傷者数（新型コロナウイルス感染症に係る疾病者を除く。）は、令和8年2月末時点で、**死亡者数は2人、休業4日以上之死傷者数は240人**となっています（※一部、先月速報値から業種を変更修正しています）。

また、令和8年に発生した労働災害は、令和8年2月末時点で、**26人**となっています。

【令和7年 休業4日以上之死傷災害発生状況 伊勢署】

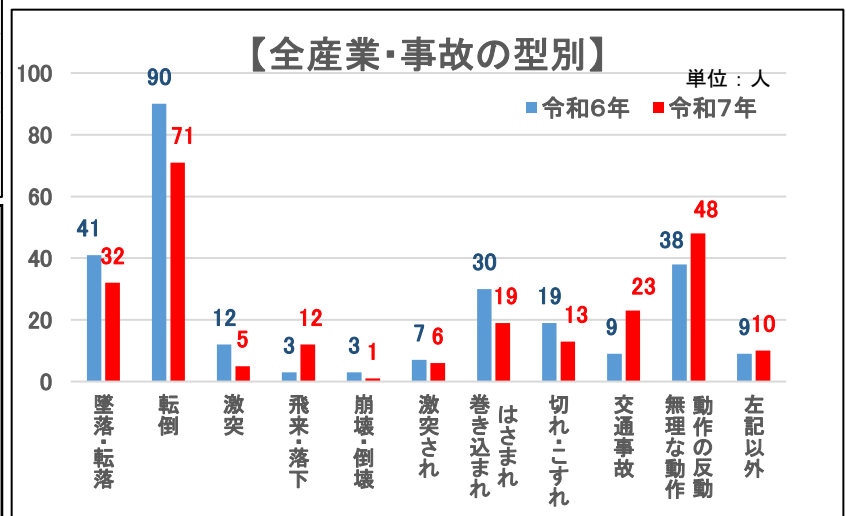
	令和6年		令和7年		前年比	
	死亡	死傷	死亡	死傷	(死亡)	(死傷)
全業種	2	261	2	240	-21	-8.0%
製造業		41		47	+6	+14.6%
建設業	1	27	1	25	-2	-7.4%
道路貨物運送業		14		12	-2	-14.3%
林業		6		3	-3	-50.0%
小売業		50		34	-16	-32.0%
社会福祉施設		38		38	±0	±0.0%
旅館業		18		21	+3	+16.7%



管内の労働災害事例

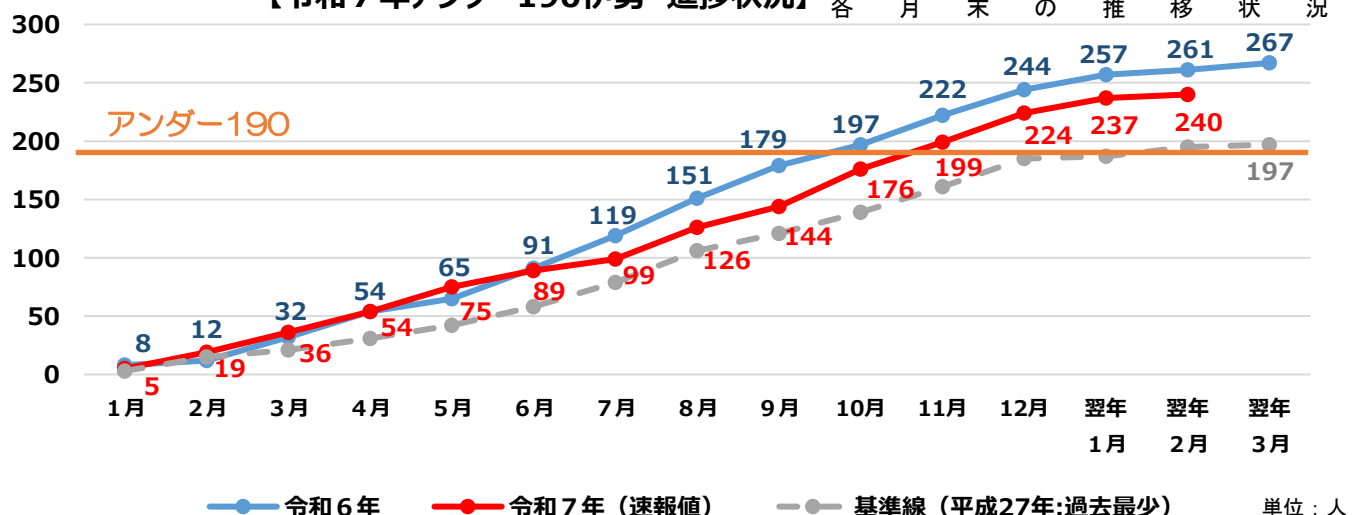
【はさまれ・巻き込まれ 休業4日以上】

餅を切り分ける食品加工用機械（切断機）の内部に餅が詰まったため、これを取り除こうと投入口から手を入れた。機械の電源を切っていなかったため、機械内部のスクリューに指が巻き込まれ、骨折した。



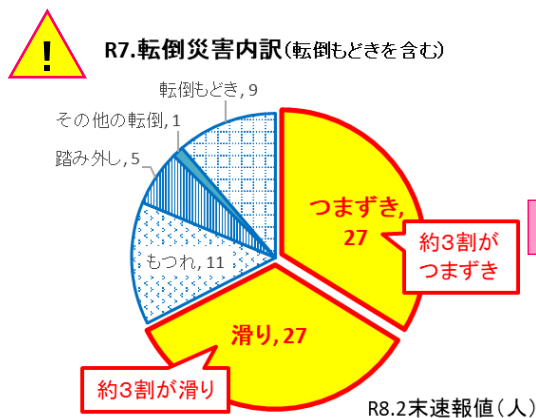
【令和7年アンダー190伊勢 進捗状況】

休業4日以上之死傷者数
各月末の推移状況



転倒災害、墜落・転落災害に気を付けましょう！

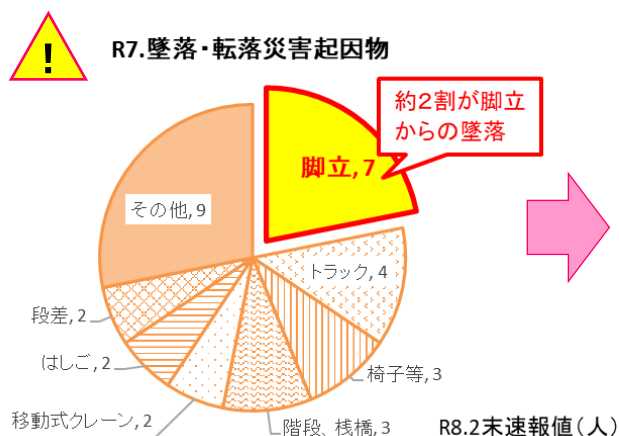
令和7年に伊勢署管内で発生した休業4日以上死傷災害を、事故の型別にみると、「転倒」、「無理な動作・動作の反動」、「墜落・転落」災害が多くなっています。



発生した転倒災害の多くが、**床に置いてあった物につまずいた災害**や**濡れた床面で滑った災害**となっています。

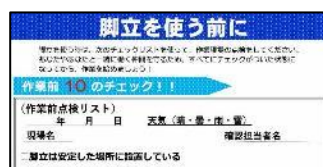
床に不要物が置きっぱなしになっていないか、通路は確保できているか、床が濡れたままになっていないか等、事業場のパトロールを行い、作業環境の改善を行きましょう。

- ☐ **作業場・通路に放置された物につまずいて転倒**
▶ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- ☐ **作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒**
▶ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底)



墜落・転落災害のほとんどが、高さ2m未満から落ちたもので、**脚立からの墜落災害**が目立ちます。脚立は身近ですが、リスクもあります。下記**チェックリストを活用**して、正しく使用しましょう。

その他、荷役作業中に**トラックの荷台から墜落した災害**が多くなっています。特に2t以上の一部トラックは**昇降設備の設置**が義務付けられていますので、法令を遵守し、安全作業を行きましょう。



中央労働災害防止協会「安全衛生情報センター」HP
<https://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-62/hor1-62-16-1-2.pdf>

【お知らせ】

「治療と仕事の両立支援ナビ」がリニューアルされました！

労推法が改正され、令和8年4月1日から職場における**治療と仕事の両立支援の取組が努力義務**となったことに伴い、支援サイトのリニューアルが行われました。取組事例などを追加しています。



治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定しました！

近年、職場における熱中症の死傷者数が増加傾向にあることから、「**職場における熱中症防止のためのガイドライン**」を策定しました。事業者が取り組むべきことを確認し、実施しましょう。



厚生労働省 HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71721.html



お問合せ先 伊勢労働基準監督署 安全衛生課

TEL 0596-28-2164

伊勢労働基準監督署からのお知らせ 検索

死亡災害ゼロ・アンダー190 伊勢

令和8年
5月号

令和7年 労働災害発生状況

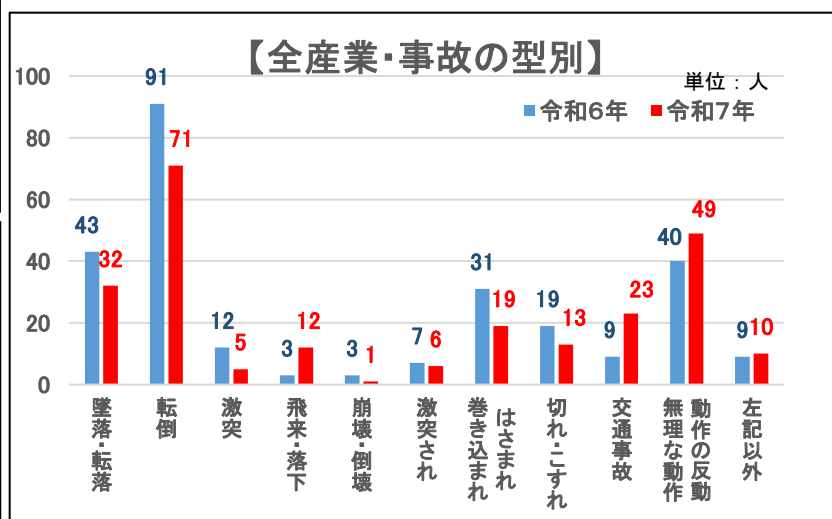
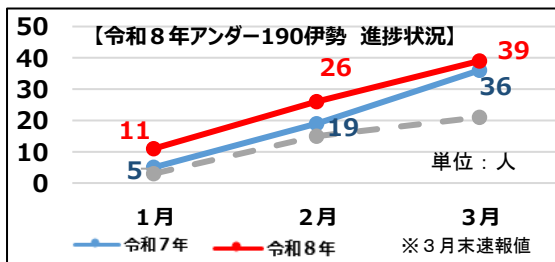
伊勢労働基準監督署
確定 値

伊勢労働基準監督署管内（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）において令和7年に発生した、休業4日以上之死傷者数（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。）は、**死亡者数は2人（前年と同数）、休業4日以上之死傷者数は241人（前年から21人減）**となり、目標値である死傷者数190人を下回ることができませんでした。

また、令和8年に発生した労働災害は、令和8年3月末時点で、**39人**（前年比8.3%増）となっています。

【令和7年 休業4日以上之死傷災害発生状況 伊勢署】

	令和6年		令和7年		前年比	
	死亡	死傷	死亡	死傷	(死亡)	(死傷)
全業種	2	267	2	241	-26	-9.7%
製造業		42		47	+5	+11.9%
建設業	1	27	1	25	-2	-7.4%
道路貨物運送業		15		12	-2	-20.0%
林業		6		3	-3	-50.0%
小売業		50		34	-16	-32.0%
社会福祉施設		40		38	-2	-5.0%
旅館業		19		21	+2	+10.5%



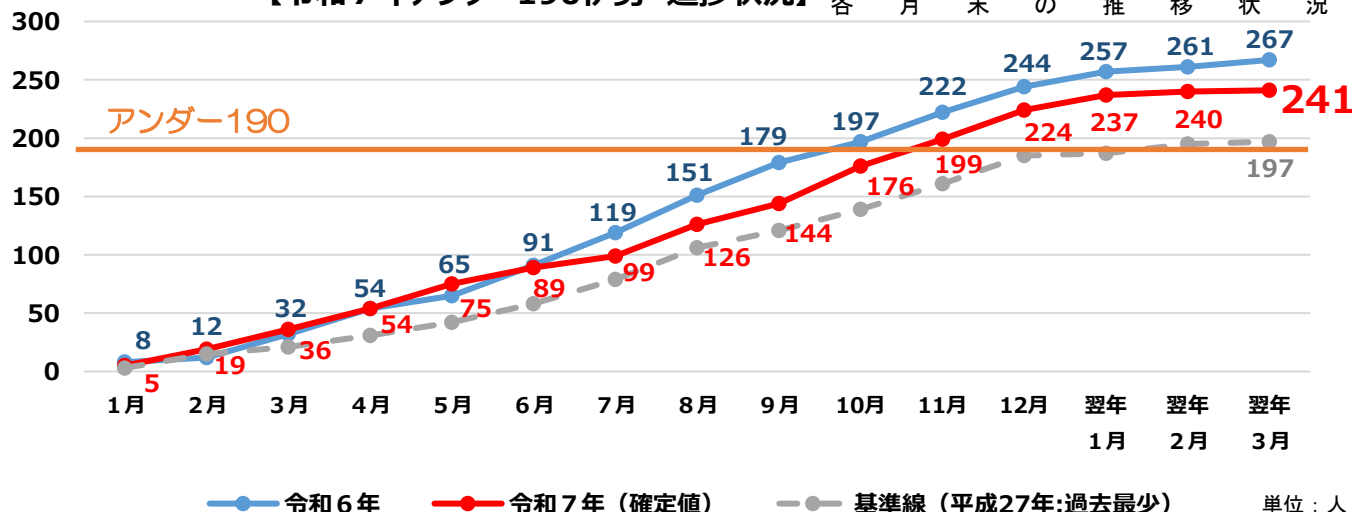
管内の労働災害事例

【転倒（つまずき） 休業3か月以上】
長さ1mほどの鉄板を持ち、足元が十分に見えない状態で歩いていたところ、足元にあった製品の乗ったパレットにつまずき、膝から転倒し、骨折した。



【令和7年アンダー190伊勢 進捗状況】

休業4日以上之死傷者数
各月末の推移状況



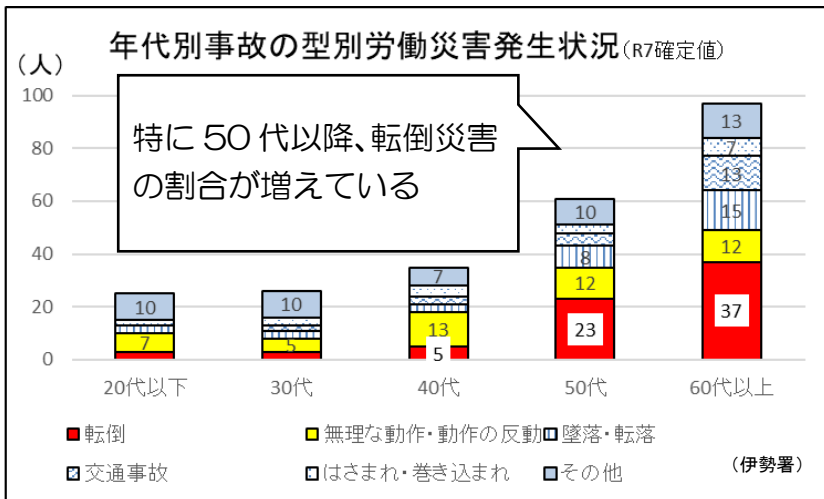
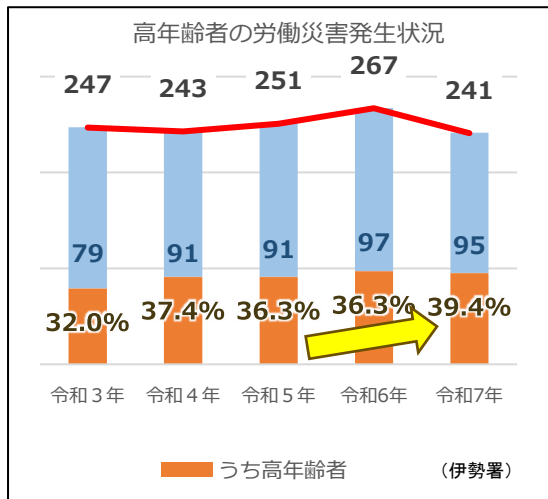


高齢者の労働災害を防止しましょう

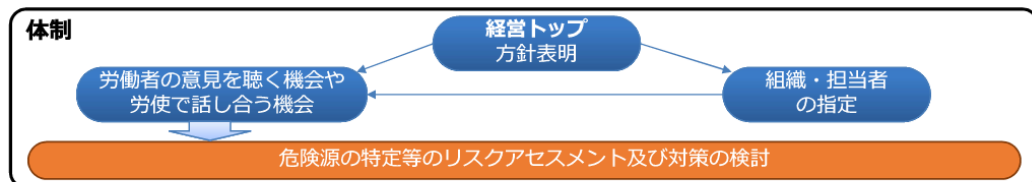


「高齢者の労働災害防止のための指針」が公布されました

伊勢労働基準監督署管内では、令和7年に発生した休業4日以上死傷者数は241人となり、過去5年間のうちで最小となりました。一方で、60歳以上の高齢者の労働災害発生状況を見ると、年々高齢者の労働災害の割合が増え続けています。令和7年は、全体の39.4%（前年比3.1%増）が高齢者による労働災害（うち約4割が転倒災害）となっています。



高齢者の労働災害防止を図るため、改正労働安全衛生法第62条の2第2項の規定に基づき、高齢者の労働災害防止のために必要な事項を定めた「高齢者の労働災害防止のための指針」が公表され、令和8年4月1日から適用されています。改めてご確認ください。



（参考）
高齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト↓



↑転倒等リスク評価セルフチェック票

具体的取組

	予防	把握・気づき	措置
場のリスク	安全衛生教育		
	身体機能を補う設備・装置の導入（本質的に安全なもの）	危険箇所、危険作業の洗い出し	身体機能を補う設備・装置の導入（災害の頻度や重篤度を低減させるもの）
	メンタルヘルス対策（セルフケア・ラインケア等）	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
人のリスク	健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	高齢者の特性を考慮した作業管理
	運動習慣、食習慣等の生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置（労働時間短縮、配置転換、療養のための休業等） 健診後の面接指導、保健指導
	体力づくりの自発的な取組の促進	安全で健康に働くための体力チェック	体力や健康状況に適合する業務の提供 低体力者への体力維持・向上に向けた指導

お問合せ先 伊勢労働基準監督署 安全衛生課

TEL 0596-28-2164

伊勢労働基準監督署からのお知らせ 検索



死亡災害ゼロ・アンダー190 伊勢

令和8年
6月号

令和8年 労働災害発生状況

伊勢労働基準監督署
速 報 値

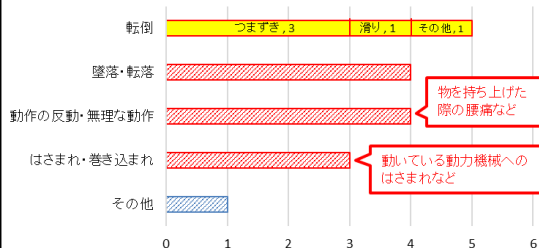
伊勢労働基準監督署管内（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）において令和8年に発生した、休業4日以上之死傷者数（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。）は、**死亡者数は0人（前年と同数）、休業4日以上之死傷者数は59人（前年から5人増）**となっています。

業種別では、製造業（17人）が最も多く、次いで社会福祉施設（9人）が続きます。

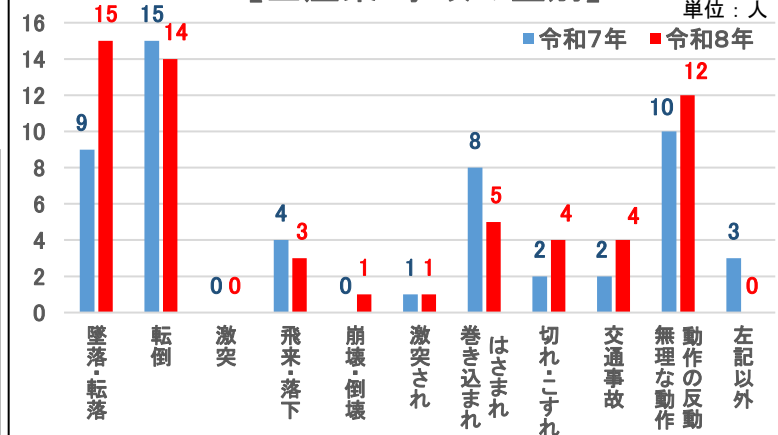
【令和8年 休業4日以上之死傷災害発生状況 伊勢署】

	令和7年		令和8年		前年比	
	死亡	死傷	死亡	死傷	(死亡)	(死傷)
全業種		54		59	+5	+9.3%
製造業		10		17	+7	+70.0%
建設業		6		8	+2	+33.3%
道路貨物運送業		3		2	-1	-33.3%
林業		2		0	-2	-100.0%
小売業		10		7	-3	-30.0%
社会福祉施設		4		9	+5	+125.0%
旅館業		2		3	+1	+50.0%

製造業における休業4日以上労働災害 事故の型別
伊勢署R8.4速報値(人)



【全産業・事故の型別】



管内の労働災害事例

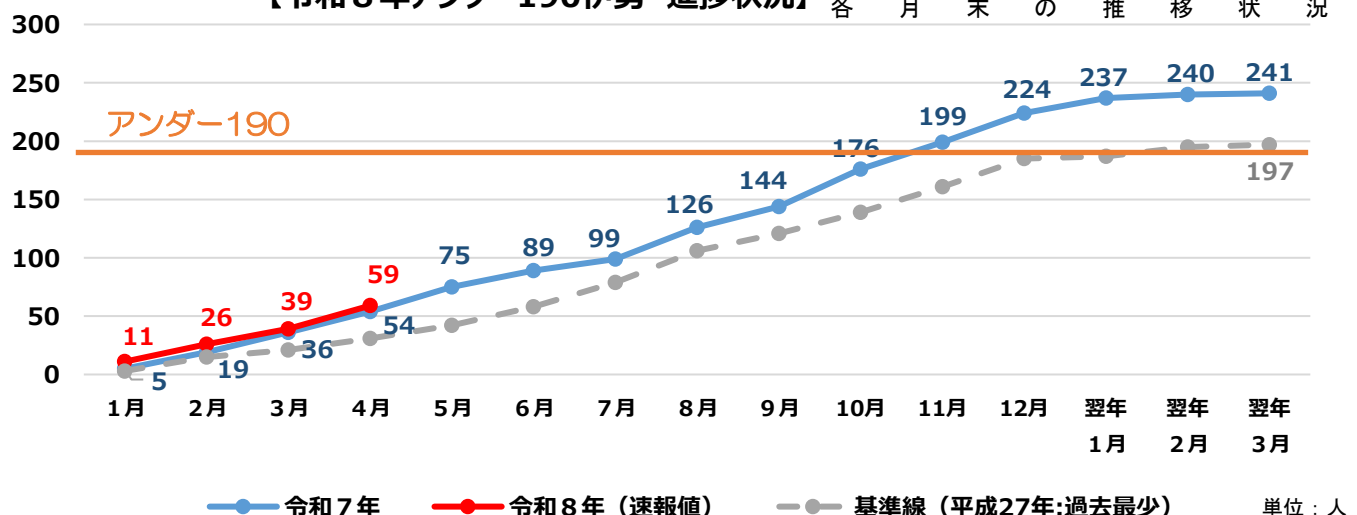
【墜落・転落 休業4日以上】

2階事務所から1階まで向かう際に、手すりを持たずに階段を下りていたところ、最後の数段でバランスを崩して踏み外し、足を負傷した。



【令和8年アンダー190伊勢 進捗状況】

休業4日以上之死傷者数
各月末の推移状況



令和8年度「全国安全週間」を実施します！

準備期間：6月1日～6月30日 実施期間：7月1日～7月7日

今年で99回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

厚生労働省では、7月1日（水）から7日（火）までを「全国安全週間」として、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を実施します。この機に、労使一丸となって労働災害防止に取り組みましょう。



スローガン

「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」



実施要綱【PDF】
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001680341.pdf>

また、三重労働局では、第14次労働災害防止計画に基づいて死亡災害ゼロ、死傷者数2,000人未満を目指し、令和8年7月1日（水）に三重県総合文化センター（津市一身田上津部田1234）にて、「令和8年 死亡災害ゼロ、アンダー2,000 みえ推進大会」を開催いたします。

安全衛生優良事業場における**事例発表**や、**転倒災害防止対策に係る特別講演**、**転倒・腰痛災害や熱中症による災害を防止する用品・用具の展示会**等を予定しています。今後の災害防止活動の参考となる内容を紹介予定となっておりますので、ぜひご参加ください。



お申込はこちら



労働災害による「死亡災害ゼロ」・「死傷者数190人未満」を目指して！

死亡災害ゼロ・ アンダー190 伊勢 推進運動



伊勢労働基準監督署では、働く人たちが、労働安全衛生を、もっと身近に感じ、興味を持っていただくために、伊勢労働基準監督署公式キャラクターを考案しました。

名前は、「イセーブ」と「あんしんじゅ」です。



「イセーブ」

「あんしんじゅ」

名前の由来は「伊勢」+「Save（守る、救う）」と、「安心」+「真珠」です。今後、労働災害防止のためこれらのキャラクターを活用し、労働災害の少ない地域となるよう活動していきますので、温かいご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

お問合せ先 伊勢労働基準監督署 安全衛生課
TEL 0596-28-2164

伊勢労働基準監督署からのお知らせ 検索



死亡災害ゼロ・アンダー190 伊勢

令和8年
7月号

令和8年 労働災害発生状況

伊勢労働基準監督署
速 報 値

伊勢労働基準監督署管内（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）において令和8年に発生した、休業4日以上之死傷者数（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。）は、**死亡者数は0人（前年と同数）、休業4日以上之死傷者数は72人（前年より3人減）**となっています。

業種別では、**製造業（19人）**が最も多く、次いで**小売業（10人）**と**社会福祉施設（10人）**が続きます。

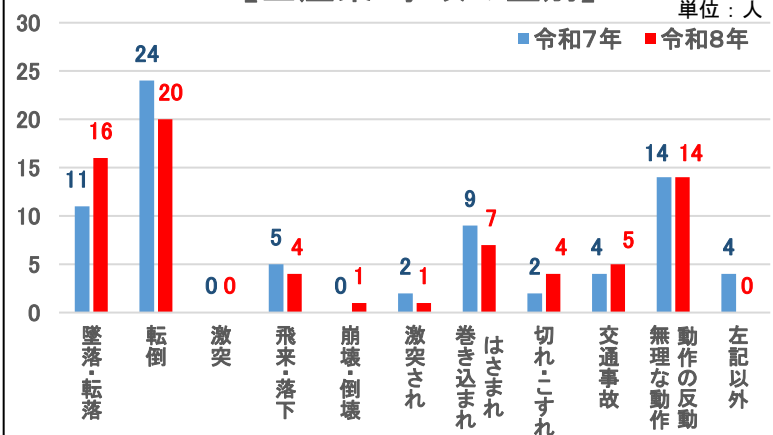
事故の型別では、**転倒（20人）**が最も多く、次いで**墜落・転落（16人）、腰痛等を含む無理な動作・動作の反動（14人）**となっています。

特に、墜落・転落災害は、昨年より増加しています。裏面の「墜落災害防止強調月間」に取り組みましょう。

【令和8年 休業4日以上之死傷災害発生状況 伊勢署】

	令和7年		令和8年		前年比	
	死亡	死傷	死亡	死傷	(死傷)	
全業種		75		72	-3	-4.0%
製造業		13		19	+6	+46.2%
建設業		9		9	±0	±0.0%
道路貨物運送業		3		3	±0	±0.0%
林業		2		0	-2	-100.0%
小売業		13		10	-3	-23.1%
社会福祉施設		7		10	+3	+42.9%
旅館業		3		3	±0	±0.0%

【全産業・事故の型別】



管内の労働災害事例

【墜落・転落 休業4日以上】

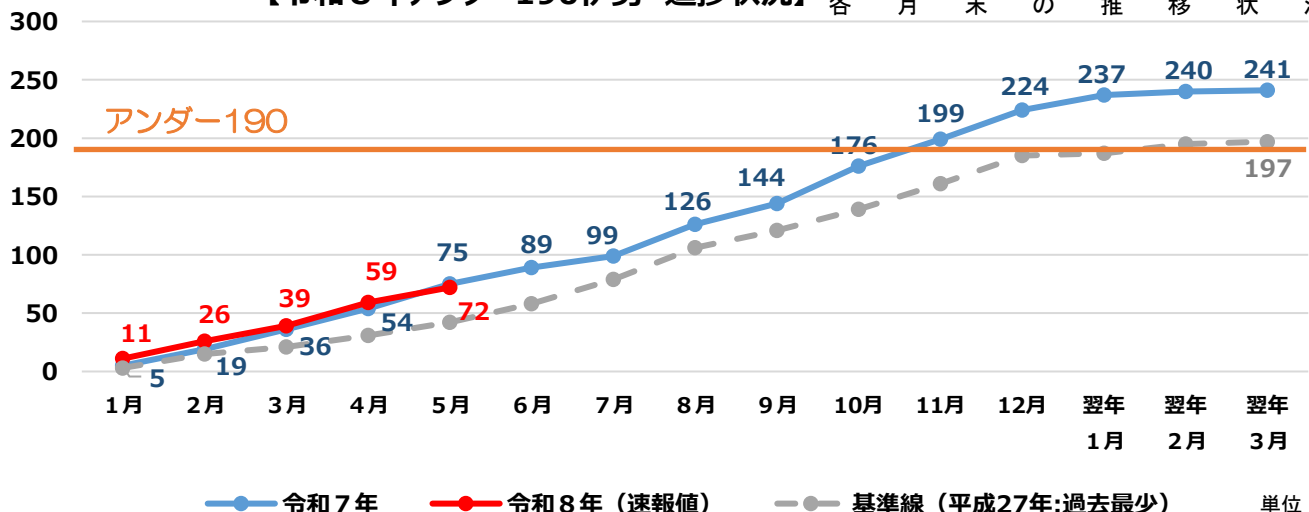
取引先の工場で、荷積み作業を行っていたところ、トラックの荷台に上がる際足を滑らせて転落した。

トラックには、昇降設備が設けられていなかった。



【令和8年アンダー190伊勢 進捗状況】

休業4日以上之死傷者数
各月末の推移状況



令和8年度「墜落災害防止強調月間」実施中！



あせるな

いそぐな

おこたるな

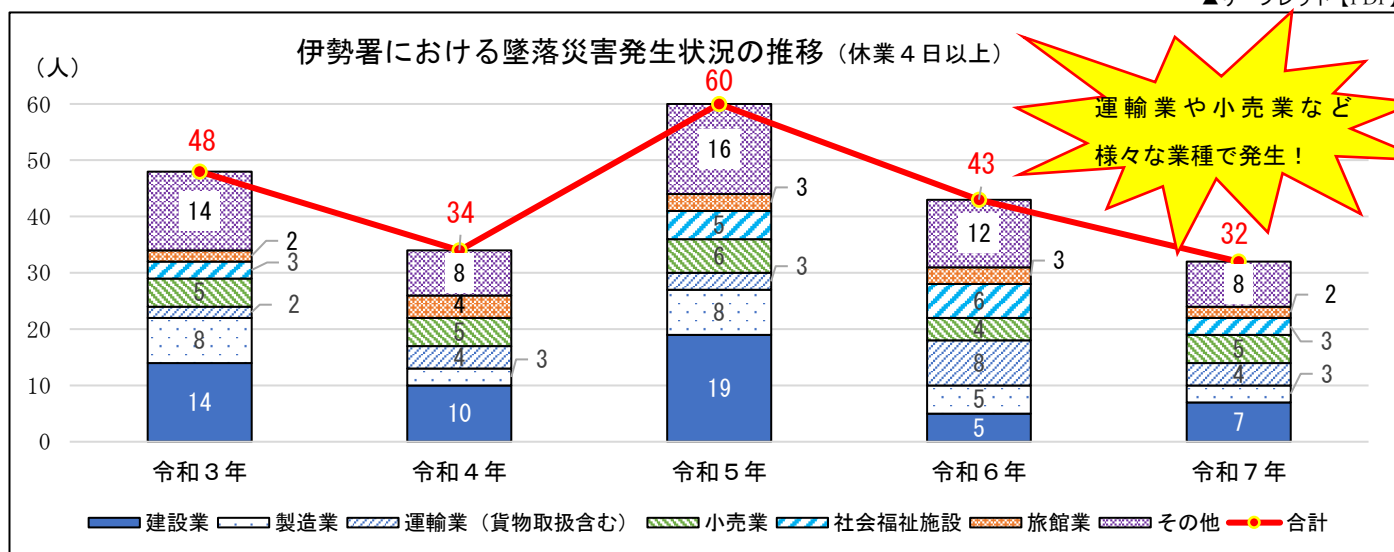


「墜落・転落」による労働災害は、建設業に関わらず、運輸業のほか、様々な業種で多発し、他の労働災害に比べて被災による重篤度が高くなっています。そこで三重労働局では、7月と12月を「墜落災害防止強調月間」と定め、墜落災害防止の取組を推進しています。



▲リーフレット【PDF】

右記のチェックリスト付きリーフレットをダウンロードし、作業に応じた「墜落によるリスク低減措置」を講じましょう。



STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施中！

職場での熱中症により全国で年間約30人が亡くなり、1,000人以上が4日以上仕事を休んでいます。

令和7年の全国の職場での熱中症による休業4日以上死傷者数は過去最多（1,803人、前年比約43%増）となりました。また、昨年から法改正により職場における熱中症対策が強化されたので、改めて右下のQRコードから確認しておきましょう。



重点取組期間
7月
にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
 - ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
 - ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
 - ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
 - ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
 - ☐ 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請
- 熱中症対策情報はこちら▼



お問合せ先 伊勢労働基準監督署 安全衛生課
TEL 0596-28-2164

伊勢労働基準監督署からのお知らせ 検索



死亡災害ゼロ・アンダー190 伊勢

令和8年
8月号

令和8年 労働災害発生状況

伊勢労働基準監督署
速 報 値

伊勢労働基準監督署管内（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）において令和8年に発生した、休業4日以上之死傷者数（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。）は、**死亡者数は0人（前年より1人減）、休業4日以上之死傷者数は93人（前年より4人増）**となっています。

事故の型別では、前年に比べ、**墜落・転落（19人、前年より6人増）**災害が大きく増加しています。

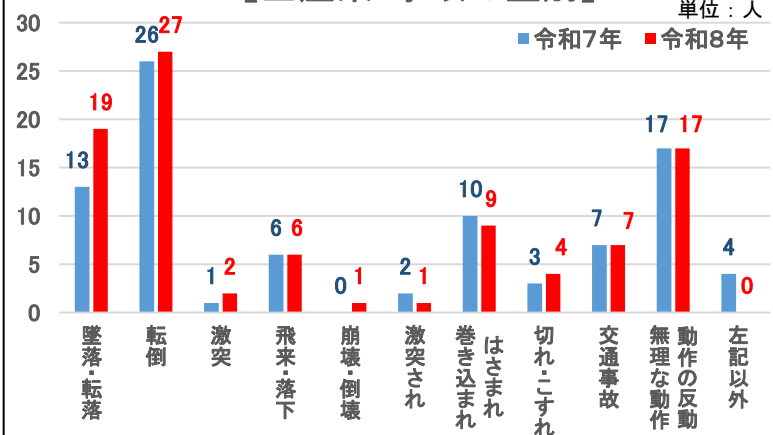
今年の墜落・転落災害は、前年とは異なり、高さ2m以上の高所作業時に墜落・転落する事例が多く見られます。

墜落災害防止強調月間は終わりましたが、墜落災害に季節はありません。引き続き、リーフレット等を活用し、墜落災害防止に取り組みましょう。

【令和8年 休業4日以上之死傷災害発生状況 伊勢署】

	令和7年		令和8年		前年比	
	死亡	死傷	死亡	死傷	(死亡)	(死傷)
全業種	1	89		93	+4	+4.5%
製造業		18		23	+5	+27.8%
建設業		9		12	+3	+33.3%
道路貨物運送業		5		4	-1	-20.0%
林業		1		0	-1	-100.0%
小売業		13		14	+1	+7.7%
社会福祉施設		10		14	+4	+40.0%
旅館業		6		5	-1	-16.7%

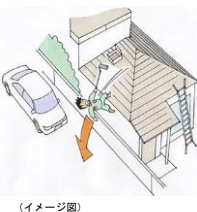
【全産業・事故の型別】



管内の労働災害事例

【墜落・転落 休業4日以上】

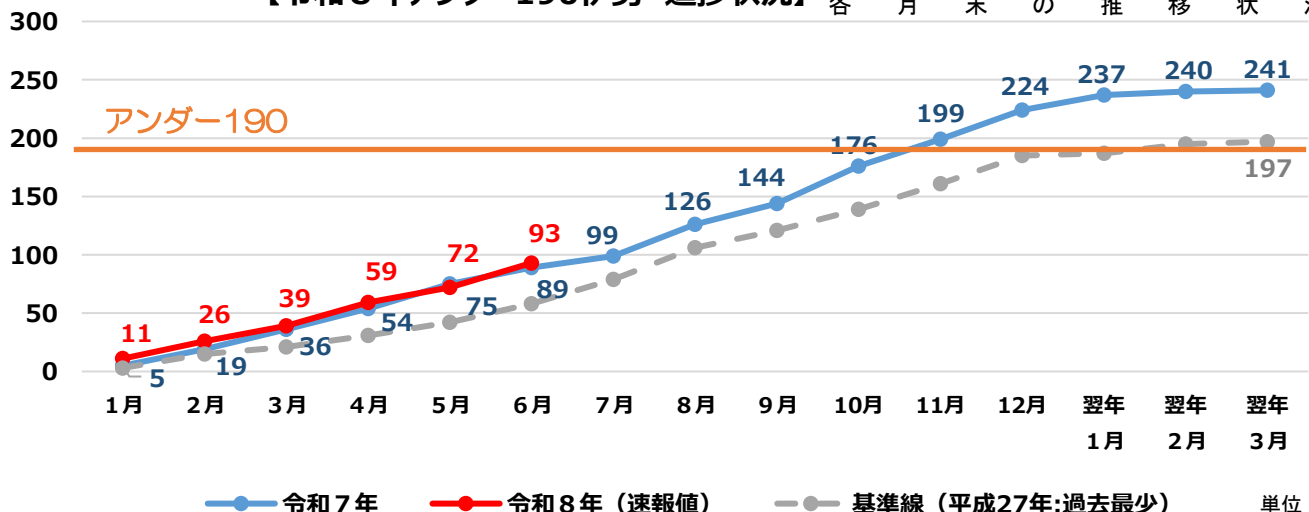
住宅設備交換のため2階の窓から出て1階の屋根に上り、作業を行っていたところ、足を滑らせて3mほど墜落し、頭部等を骨折した。被災者は単独で作業をしていた。



(イメージ図)

【令和8年アンダー190伊勢 進捗状況】

休業4日以上之死傷者数
各月末の推移状況



産業医による労働者の健康管理等を徹底しましょう！

～令和8年8月1日から産業医の辞任、解任時にも報告が必要になります～

- ◆ 労働者数 50 人以上の事業場では、労働安全衛生法に基づき、選任の必要が発生したときから 14 日以内に、産業医を選任することが義務付けられています。
- ◆ 産業医を選任した場合や、産業医の辞任等があった場合には、所轄労働基準監督署長に報告することが義務付けられています。



1

産業医を選任したとき等に労働基準監督署長に報告していますか？

労働者 50 人以上の事業場では、産業医を選任したとき、または産業医の辞任等^{*1}があったときは、遅滞なく、電子申請により、所轄労働基準監督署長に報告する必要があります。

※1 産業医の辞任、解任または退任を指します。ただし、労働者数が 50 人未満になった場合の産業医の辞任等の場合は、報告義務はありませんが、選任状況の適切な把握の観点から監督署への報告をお願いしています。

※2 安全衛生帳票入力支援サービスを利用して産業医の辞任等の報告のみ行う場合、現在、辞任者の氏名等の入力だけでは作成できず、選任者の氏名等（右図黄色枠）まで入力しないとエラーが出てしまうことがあります。

エラーが出た場合は、選任者の氏名等を入力することで作成できるようになります。

入力内容は、帳票入力支援サービスヘルプデスク又は提出先の労働基準監督署にお問い合わせください。

安全衛生帳票入力支援サービス 検索

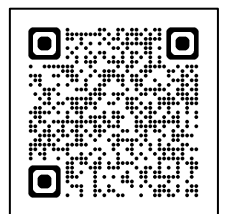
(<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>)



2

（労働者 50 人未満事業場）地域産業保健センターを利用していますか？

労働者 50 人未満の事業場は、産業医の選任義務はありませんが、定期健康診断の事後措置に係る医師からの意見聴取などを行う義務（安衛法第 66 条の 4）や、高ストレス者や長時間労働者が申し出た場合の医師等による面接指導を行う義務（同法第 66 条の 8 関係、同法第 66 条の 10）等があります。産業医を選任していない場合は、地域産業保健センターの無料サービスを活用し、適正な意見聴取や面接指導を実施しましょう。



お問合せはこちらから【三重産業保健総合支援センターHP】
<https://www.mies.johas.go.jp/organization/>



お問合せ先 伊勢労働基準監督署 安全衛生課
TEL 0596-28-2164

伊勢労働基準監督署からのお知らせ 検索



一日署長・SAFE サポーター（FC.ISE-SHIMA 選手）による現場パトロールを実施しました！

伊勢労働基準監督署では、令和8年7月15日（水）に、「有限会社出馬重機」様ご協力のもと、一日労働基準監督署長による現場パトロールを実施しました。

一日署長には、地元サッカーチームFC. ISE-SHIMAの代表である小倉隆史氏が就任し、有限会社出馬重機 神津佐第二採石工場（度会郡南伊勢町神津佐字長峯）において、FC. ISE-SHIMAの宮下菖悟選手とともにパトロールを実施しました。



↑SAFE サポーターの委任状を受け取る小倉一日署長と宮下選手

併せて、FC. ISE-SHIMAの選手に対する令和8年度の**SAFEサポーター就任式**も実施しました。SAFEサポーターとは、伊勢労働基準監督署の養成研修を受けて労働災害防止や安全衛生活動について学び、**職場での労働安全衛生の意識を高めることを目的とした広報啓発**を担う方々のことです。

パトロールでは、有限会社出馬重機 神津佐第二採石工場の西牧工場長ご案内のもと、採石現場で行われている様々な業務を見学しました。

パトロール時、採石現場では**ドラグ・ショベル**  などの掘削用の重機を用いて、石の採掘が行われていました。



↑パトロール前の準備として、FC. ISE-SHIMA 考案の体操を行うパトロールメンバー



↑今回パトロールさせていただいた
有限会社出馬重機 神津佐第二採石工場

ここで採掘された石は、様々な用途で人々の生活に役立てられています。例えば、サイズの小さな石は、コンクリートの骨材などに使用され、サイズの大きな石は、電車の線路に敷き詰められるために（※鉄道の線路に敷設されるバラスト材として）使用されています。

採掘された石は、ベルトコンベアで運ばれ、サイズごとにふるいにかけられます。

サイズごとにふるいにかけられた石は、ダンプトラックなどで出荷されます。現場では女性ドライバーが活躍しており、誰もが働きやすい職場環境づくりが行われていました。



↑ベルトコンベアを見学する小倉一日署長と宮下選手

また、パトロール時は気温が 30℃を超える真夏日となったため、選手らから、熱中症について注意喚起がなされる場面がありました。

有限会社出馬重機で取り組まれている熱中症対策として、携帯型のWBGT値測定器を常に確認し、現場の作業員に危険を知らせる体制整備を行っていることや、空調付きの重機で採石などの作業を行っていること、作業者の体調確認の巡視も兼ねて社長からアイスの差し入れを行っていることなどを紹介いただきました。



↑危険箇所がないか確認を行う小倉一日署長と宮下選手



↑熱中症対策の説明を受ける小倉一日署長と宮下選手

パトロール後は、FC. ISE-SHIMAが取り組んでいる熱中症対策を宮下選手が実演し、パトロールメンバーで体験会を行いました。これは、実際にFC. ISE-SHIMAの選手たちが試合や練習の際に、熱中症を防ぐために取り入れている方法で、氷水に浸したスポンジを、首筋など太い血管が通っているところに当てて絞り、効率よく体の熱を冷ますものです。



熱中症を防ぐためには、体を冷やすことが重要です！



↑ 体を冷やす方法を説明し、実演する宮下選手



← 氷水に浸したスポンジ



↑ 実際体験する
パトロールメンバー



↑ 水冷服の紹介を行う様子

パトロールメンバーが体験してみたところ、一瞬で体の熱を冷ますことができました。体験した有限会社出馬重機の社員からは「冷たくて気持ちよかった」「一気に体を冷やすことができた」との声が上がりました。

近年では、熱中症による死傷者数が増加しており、令和7年の職場での熱中症による休業4日以上死傷者数は全国で1,803人（前年比約43%増）と、統計を取り始めて以降過去最多となっています。

監督署からは、注意喚起と併せて、水冷服（冷たい水を服に付けられたチューブで循環させることで、外気温に左右されず、体を冷やすことができる服）を紹介しました。



↑パトロール後に講評を行う小倉一日署長と宮下選手

パトロール後の講評では、小倉一日署長からは「選手をはじめ試合を見に来るサポーターにも熱中症対策を周知していきたい。また、体調確認を兼ねたアイスの差入れなど、選手を監督する者として見習いたいことも多くあり、自分としても勉強になった」、宮下選手からは「腰にWBGT値が測れるデジタル計を常につけて管理するなど、熱中症対策への取組が積極的に行われていてよかった」とまとめました。

有限会社出馬重機からは「スポンジで体を冷やす方法や、水冷服の着用など、様々な熱中症対策

を知ることができた。サッカー選手たちによるいつもとは違った視点でのパトロールをしてもらい、非常によい機会となった」と話されました。

伊勢労働基準監督署では、FC ISE-SHIMAと連携し、今回パトロール前に実践した**準備体操**（転倒・腰痛災害防止の体操）**動画の作成や、熱中症予防啓発うちわの作成など、労働災害防止のための取り組み**を行っています。今年度も新たな動画の作成、イベントの実施などにより、様々な方への労働災害防止の周知啓発を行ってまいります。最新の情報は、下記サイト「伊勢労働基準監督署からのお知らせ」から確認できますので、ぜひご覧ください。



↑パトロール後の集合写真（左から有限会社出馬重機 出馬代表取締役、小西伊勢労働基準監督署長、小倉一日監督署長、宮下選手、伊勢労働基準監督署 三浦安全衛生課長）



お問合せ先 伊勢労働基準監督署 安全衛生課
TEL 0596-28-2164

伊勢労働基準監督署からのお知らせ 検索



死亡災害ゼロ・アンダー190 伊勢

令和8年
9月号

令和8年 労働災害発生状況

伊勢労働基準監督署
速 報 値

伊勢労働基準監督署管内（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）において令和8年に発生した、休業4日以上之死傷者数（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。）は、**死亡者数は0人（前年より1人減）、休業4日以上之死傷者数は116人（前年より17人増）**となっています。

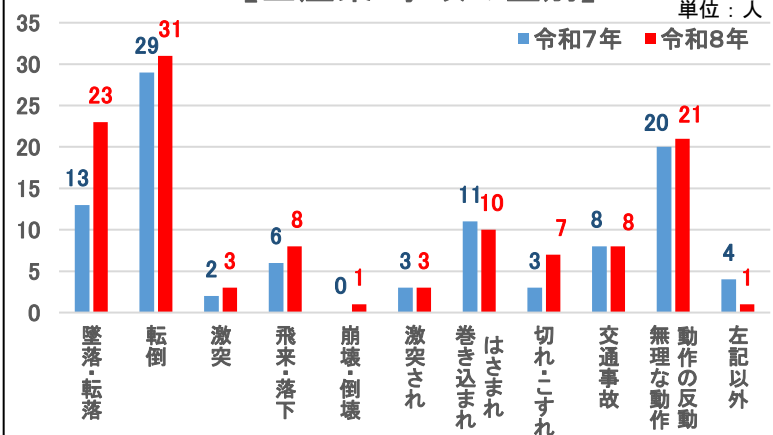
業種別に見ると、製造業が29人（前年より10人増）、小売業が21人（前年より6人増）となっています。

事故の型別では、最も多いのは前年同様「転倒」の31人です。また、件数自体は目立たないものの「切れ・こすれ」が7人と、前年の2倍以上発生しています。安全カバーに不具合がないか確認や、包丁使用時の切創防止手袋の着用可否の検討等を行いましょう。

【令和8年 休業4日以上之死傷災害発生状況 伊勢署】

	令和7年		令和8年		前年比	
	死亡	死傷	死亡	死傷	(死亡)	(死傷)
全業種	1	99		116	+17	+17.2%
製造業		19		29	+10	+52.6%
建設業		10		15	+5	+50.0%
道路貨物運送業		5		4	-1	-20.0%
林業		1		0	-1	-100.0%
小売業		15		21	+6	+40.0%
社会福祉施設		11		16	+5	+45.5%
旅館業		6		5	-1	-16.7%

【全産業・事故の型別】



管内の労働災害事例

【切れ・こすれ 休業4日以上】

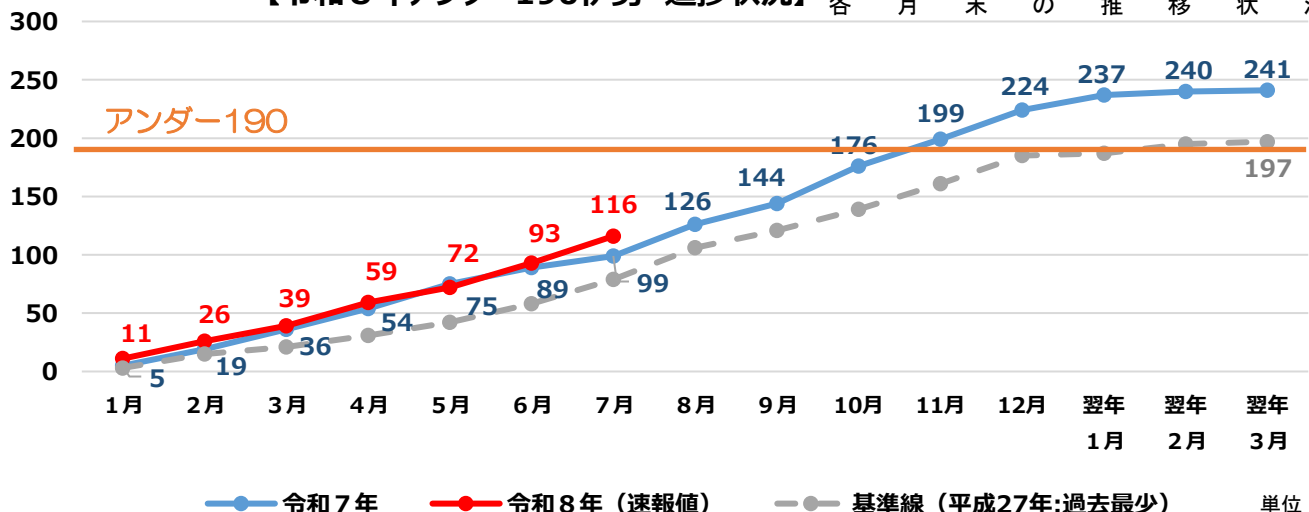
工場内で、鋼材に手持ち式のグラインダーを当てて研磨作業を行っていたところ、グラインダーがはねて、回転しているグラインダーの砥石が作業者の手に接触し負傷した。



(イメージ図)

【令和8年アンダー190伊勢 進捗状況】

休業4日以上之死傷者数
各月末の推移状況



第77回 全国労働衛生週間を実施します！

2026（令和8）年10月1日～7日 [準備期間：9月1日～30日]

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施している運動です。

全国労働衛生週間スローガン

ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場



詳細はこちら↑
実施要綱【PDF】

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 労働者の健康の保持増進を図るための取組
- 女性の健康課題への取組
- 治療と就業の両立支援対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 個人事業者等の安全衛生の確保に関する取組
- 化学物質による労働災害に関する取組
- 労働衛生3管理の推進等
- 作業内容や働き方に応じた取組
- 作業環境の特性に応じた取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

実施義務のある各種健康診断

1. 雇入時の健康診断
2. 定期健康診断
3. 特定業務従事者の健康診断（深夜業、塩酸・硝酸・硫酸等取扱い等）
4. 特殊健康診断（有機、特化、鉛、高気圧、四アルキル鉛、電離放射線、石棉等）
5. 歯科健康診断（硝酸・塩酸・硫酸等）
6. じん肺健康診断（粉じん作業従事者）

有所見者に対する医師からの意見聴取

健康診断の結果が原則「異常なし」以外だった場合、産業医（又は地域産業保健センター等）からの意見聴取を行う義務があります。

ストレスチェックの実施

令和10年4月1日から、労働者数にかかわらず、実施が義務化されます。

Check !



お問合せ先 伊勢労働基準監督署 安全衛生課

TEL 0596-28-2164

伊勢労働基準監督署からのお知らせ 検索

